

令和8年度熊本市社会福祉法人等指導監査方針

令和8年度における社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設(以下「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査を関係法令、国の通知及び熊本市条例等に基づき重点的かつ効率的に実施するため、次のとおり方針を定める。

第1 指導監査の目的

社会福祉法人等の適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

第2 指導監査の対象

- (1) 社会福祉法人
- (2) 社会福祉施設

第3 指導監査重点事項

今年度の社会福祉法人等に対する指導監査に係る重点事項は、次のとおりとする。

1 社会福祉法人

- (1) 役員及び評議員の選任並びに解任に関する事項
- (2) 理事会及び評議員会の開催に関する事項
- (3) 役員報酬等の支給基準等の公表に関する事項
- (4) 基本財産、運用財産等の区分及び管理に関する事項

2 社会福祉施設

- (1) 児童福祉施設(保育所及び認定こども園)
 - ア 衛生管理に関する事項
 - イ 運営規程に関する事項
 - ウ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項(安全計画の策定、睡眠チェック等含む。)
 - エ 特定教育・保育の適切な提供に関する事項
 - オ 虐待等の禁止に関する事項
 - カ 食事に関する事項
 - キ 労働基準法等関係法規の遵守に関する事項
 - ク 就業規則等の整備及び運用の状況に関する事項
 - ケ 非常災害対策及び業務継続計画に関する事項

(2) 児童福祉施設(保育所及び認定こども園を除く。)

ア 衛生管理に関する事項

イ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項(安全計画の策定、睡眠チェック等含む。)

ウ 健康管理に関する事項

エ 虐待等の禁止に関する事項

オ 食事に関する事項

カ 労働基準法等関係法規の遵守に関する事項

キ 就業規則等の整備及び運用の状況に関する事項

ク 非常災害対策及び業務継続計画に関する事項

コ 利用者預り金に関する事項

(3) 老人福祉施設

ア 身体的拘束等の禁止に関する事項

イ 衛生管理等に関する事項

ウ 苦情処理に関する事項

エ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

オ 労働基準法等関係法規の遵守に関する事項

カ 就業規則等の整備及び運用の状況に関する事項

キ 非常災害対策及び業務継続計画に関する事項

ク 利用者預り金に関する事項

(4) 障害者支援施設

ア 身体拘束等の禁止に関する事項

イ 衛生管理等に関する事項

ウ 苦情処理に関する事項

エ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

オ 非常災害対策及び業務継続計画に関する事項

カ 労働基準法等関係法規の遵守に関する事項

キ 就業規則等の整備及び運用の状況に関する事項

ク 利用者預り金に関する事項

3 社会福祉法人等の会計に関すること(共通)。

(1) 経理規程等の整備に関する事項

(2) 契約に関する事項

(3) 計算書類等の整備に関する事項

第4 社会福祉法人に係る指導監査の基準

社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号通知)

第5 社会福祉連携推進法人に係る指導監査の基準

社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について(令和4年12月26日社援発1226第5号通知)

第6 社会福祉施設に係る指導監査の基準

- 1 熊本市保護施設指導監査事項(熊本市社会福祉法人等指導監査要綱(平成8年4月1日制定)別紙)
- 2 児童福祉行政指導監査の実施について(令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号連名通知)
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成27年12月7日府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号連名通知)
- 4 老人福祉施設に係る指導監査について(令和3年11月15日老発1115第4号通知)
- 5 障害者支援施設等に係る指導監査について(平成19年4月26日障発第0426003号通知)
- 6 生活保護法による保護施設に対する指導監査について(平成12年10月25日社援第2395号通知)